

令和8年度

京都府太陽光発電設備等導入促進事業補助金
(特定建築主等再エネ導入促進事業)

申請の手引き



令和8年5月7日

(お問い合わせ先)

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課エネルギー政策係

受付時間：平日 9時00分～12時00分

13時00分～17時00分

所在地：〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話：075-414-4298

FAX：075-414-4705

E-mail：datsutanso@pref.kyoto.lg.jp

目次

1	事業の目的	1
2	補助対象者	1
3	補助対象事業	1
4	補助対象経費	4
5	補助金額	6
6	事業・申請の流れ	7
7	提出書類チェックリスト	9
8	申請・問い合わせ窓口	11
9	Q&A	11
10	様式記載例	14

1 事業の目的

京都府では、京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例（平成 27 年京都府条例第 42 号。以下「再エネ条例」という。）に基づき、一定規模以上の建築物を新築又は増築する場合に、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーを発生させるために必要な設備を一定の基準以上導入することを義務付けています。

本補助金は、その再エネ導入義務の基準に 1kW 以上上乗せして太陽光発電設備を導入する場合に、太陽光発電設備や太陽光発電設備に付帯する蓄電池の導入費用を支援するものです。

また、再エネ導入義務が課される以前に建築された建築物や既存の建築物についても、同様の支援を実施します。

2 補助対象者

本事業の補助を受けようとする者は、以下の要件を満たす必要があります。

- (1) 事業を行う個人又は法人（国及び地方公共団体は除く）であること
- (2) 以下のいずれにも該当しないこと
 - ア 京都府税を滞納している者
 - イ 京都府暴力団排除条例（平成 22 年京都府条例第 23 号）第 2 条第 4 号に掲げる暴力団員等
 - ウ 再エネ条例第 7 条及び第 7 条の 2 に基づく再エネ設備の導入義務を履行していない者

3 補助対象事業

本事業の補助を受けようとする事業は、以下の要件を満たす必要があります。

- (1) 次のア 又は ア及びイの事業であること
 - ア 京都府内^{※1}の、延べ床面積 300 m²以上の建築物^{※2}において、太陽光発電設備を基準量に 1 kW 以上上乗せして導入する事業（PPA 又はリースによる導入を含む）
 - ※1 京都市内・向日市内・京丹後市内・南丹市内に導入する場合は、本補助金をご利用いただけません。各市が実施する補助金をご利用ください。
また、福知山市内の「脱炭素先行地域^{※3}」に導入する場合も、本補助金をご利用いただけません。同地域内で事業を検討される場合は、申請窓口又は福知山市エネルギー・環境政策課へお問い合わせください。
 - ※2 新築・増築・既存建築物のいずれの場合も含まれます。
 - ※3 夜久野エリア、つつじが丘団地エリア、福知山公立大学エリア、三段池公園エリア、長田野工業団地エリア。該当するか不明の場合は申請窓口へお問い合わせください。

<基準量>

建築物の規模	基準量
延べ床面積 300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	3 万 MJ/年
延べ床面積 2,000 m ² 以上	延べ床面積 (m ²) × 30MJ/年 ただし、上限 45 万 MJ/年

➡導入予定の設備が補助要件を満たすかは、「再エネ基準量・導入量算出表」により、基準量 (MJ/年) を kW に換算してご確認ください。

- イ アの太陽光発電設備の付帯設備として蓄電池を導入する事業

- (2) 導入しようとする設備が、次のア～オの要件を満たすこと
- ア エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること
 - イ 各種法令等に遵守した設備であること
 - ウ 商用化され、導入実績があるものであること (中古設備は原則対象外)
 - エ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと
 - オ 導入する設備ごとに、国実施要領※に定める要件を満たすこと

主な要件を下表のとおり紹介しますが、必ず国実施要領により詳細な要件をご確認ください。

※国実施要領（環境省HP）
[地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業（重点対策加速化事業）](#)
 2. 交付対象事業の内容
 ア 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電
 (ア) 太陽光発電設備（自家消費型）及び（イ）蓄電池

<主な設備要件>

補助対象設備	主な設備要件と解説
太陽光発電設備	<p>(1) 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること</p> <p>➡ <u>自家消費した分のCO2削減量を、環境価値として他人に譲渡しないでください。</u></p> <p>(2) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく<u>固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと</u></p> <p>(3) 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること</p> <p>➡ 補助対象設備を用いて発電した電気を一般送配電事業者が運用する送配電ネットワークを介して、別の場所にある補助対象者が所有する建物に送電しないこと</p> <p>(4) 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して<u>消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の50%以上とすること</u></p> <p>➡ 50%以上自家消費できるか試算してください。 また、設備導入後に必要に応じて自家消費率をご報告いただく場合があります。</p>

	<p>➡ 自家消費割合が 50%に満たない場合であっても、自家消費割合が 30%以上かつ、発電した電力の 50%以上を京都府内の需要家が消費する場合は、自家消費割合に係る設備要件を満たしているものとみなします。</p> <p>(5) PPA 又はリースにより設備導入する場合、PPA 事業者又はリース事業者に補助金交付しますが、交付金相当額がサービス料金から控除され需要家に還元されること</p> <p>➡ サービス単価及び想定発電量等をもとに、補助金がある場合とそうでない場合のサービス料金を比較する等により、サービス料金又はリース料金から交付金相当分が控除されることがわかる書類を提出してください。</p>
蓄電池	<p>(1) 本補助金により導入する太陽光発電設備の附帯設備として、太陽光発電設備と同時に申請・導入するものであること</p> <p>➡ 蓄電池単体での申請はできません。</p> <p>➡ 蓄電池が補助対象であっても、同時導入する太陽光発電設備が補助対象でない場合、いずれの設備も補助対象外となります。</p> <p>(2) 原則として再生可能エネルギー発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること</p> <p>➡ 商用電源から蓄電池への充電は行わないようにし、日常的に再生可能エネルギー発電設備から充電した電気を利用してください。</p> <p>(3) 家庭用：12.5 万円/kWh、業務用：11.9 万円/kWh 以下（いずれも工事費込み・税抜き）の蓄電システムとなるよう努めること。 (家庭用：4,800Ah・セル未満、業務用：4,800Ah・セル以上)</p>

(3) 他の補助金・助成金等の交付を受けていないこと

原則、本補助金以外の補助金等（以下、他補助金）を受けている事業については、本補助金の対象となりません。

ただし、市町村等がその一般財源により実施する補助事業など、併用可能な場合もありますので、併用可否については 8. 問い合わせ窓口までご相談ください。

なお、他補助金と併用する場合の本補助金の額は、補助対象経費から他補助金の額を除いた額を上限とします。

4 補助対象経費

補助対象経費は、事業を行うために必要な下表に掲げる経費で、本事業で導入又は実施されたことを証明できるものに限ります。

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金(1.35万円/kWを上限とする。))
本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用	
	現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する	

		費用をいう。
	一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいう。
	付帯工事費	本工事費に付随する直接必要な工事（補助要件に定める柵塀に係る工事を含む。）に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費	事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費	事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。

なお、以下に掲げる経費は補助対象外となりますので、ご注意ください。

- ・ 公租公課（消費税等）、官公署に支払う手数料等（印紙代等）、振込手数料等
- ・ 過剰な設備、予備用の設備、本事業以外において使用することを目的としたもの
- ・ 既存設備の撤去、移設及び処分のために要した費用（撤去等に係る一般管理費等の諸経費を含む）
- ・ 土地・建物の取得、賃貸、管理等に要する費用
- ・ 本事業と直接関係のない工事に要した費用
- ・ 設備導入後に稼働させるための燃料費、その他のランニング費用
- ・ 経理処理上、補助金交付することが適さないもの

<具体例>

- ・ 契約書（発注書、請書を含む）、納品書、請求書、振込依頼書、領収書その他証拠帳票類が不備の場合
- ・ 補助対象経費以外の経費と混同して支払が行われており、補助対象経費との支払の区別が困難な場合
- ・ 関連会社（資本関係のある会社等）との取引の場合（利益等の排除が必要となります。）

5 補助金額

補助金額は、設備の種類ごとに以下のとおりです。

なお、補助金は予算の範囲内で交付しますので、採択されても申請された金額が交付されるには限りません。

(1) 太陽光発電設備

補助金額は、次のうちいずれか金額の低いものとします。

- ア 補助率（5万円/kW） × 設備導入量（kW）
- イ 基準量に上乗せして導入する費用
- ウ 補助上限（900万円）

【補助金の計算例】

	導入費用(円) A	導入量(kW) B	既設量(kW) C	基準量(kW) D	いずれか低い額		
					ア B × 5万円	イ (A/B) × (B+C-D)	ウ 補助上限
新增築	255万円	10kW	0kW	5kW	50万円 採用	127.5万円	900万円
既設建築物	153万円	6kW	2kW	7kW	30万円	25.5万円 採用	900万円

(2) 蓄電池

補助金額は、次のうちいずれか金額の低いものとします。

- ア 補助率（1/3） × 設備導入費用（工事費込、税抜）
- イ 補助上限（蓄電容量※1 × 以下に定める蓄電池のkWh単価※2 × 1/3）
- ウ 補助上限（100万円※3）

※1 蓄電容量については、kWh 単位で小数点第二位以下を切り捨てた値とします。

※2 4,800Ah・セル相当のkWh未満：14.1万円/kWh

4,800Ah・セル相当のkWh以上：16.0万円/kWh

※3 災害時に地域で電力を提供する場合は、上限を200万円に引き上げます。

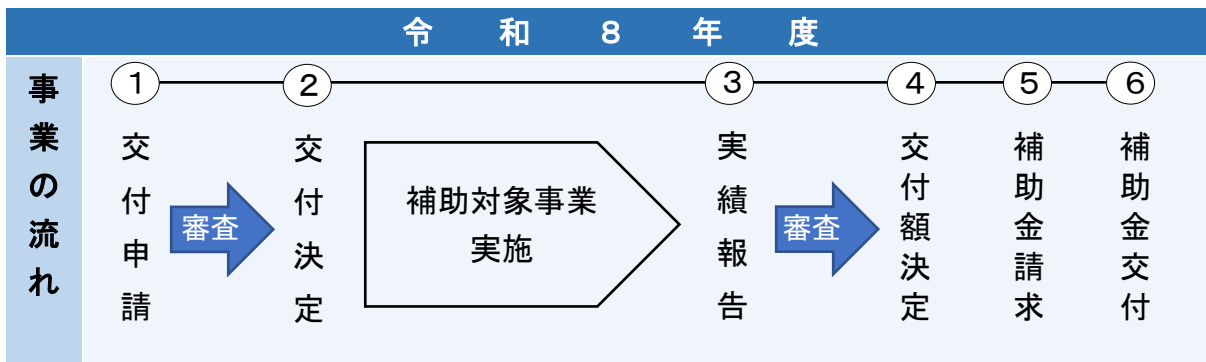
【補助金の計算例】

	設備導入量 (A)	導入総額 (B)	補助額(B×1/3) (上限:100万円)	(参考) 1kWh 当たりの導入金額
4,800Ah・セル未満	5kWh	60万円	20万円	12万円
4,800Ah・セル以上	10kWh	150万円	50万円	15万円

6 事業・申請の流れ

補助金の申請や事業の流れは、補助対象事業の計画期間によって異なり、以下のとおりです。

(1) 令和8年度に事業着手（契約締結を含む。以下同じ）し、令和9年2月末日¹までに完了する場合



① 交付申請

交付申請書に必要書類を添えて、以下期間中に申請窓口まで持参してください。

【交付申請受付期間】

令和8年5月7日（木）～令和9年1月29日（金） <必着>

※交付の決定までに2～3週間程度かかりますので、お早めにご提出ください。

② 交付決定

提出書類の確認完了後、電子メール及び郵送にて交付決定通知を送付します。

なお、原則、交付決定通知後に補助対象事業に着手していただく必要がありますが、やむを得ない事由により交付決定前に契約締結又は工事着手しようとする場合は、事前着手届を提出し、知事の承認を得てから契約締結又は工事着手してください。

また、交付決定後に計画の変更や中止・廃止がある場合、変更承認申請書又は報告書に必要書類を添えて速やかに提出してください。

③ 実績報告

事業完了後、実績報告書及び必要書類を、以下ア・イのうちいずれか早い日までに提出してください。<必着>

ア 補助対象工事完了日から60日以内

イ 令和9年2月26日（金）¹

④ 交付額決定

提出書類の確認完了後、電子メール及び郵送にて額の確定通知を送付します。

⑤ 補助金請求

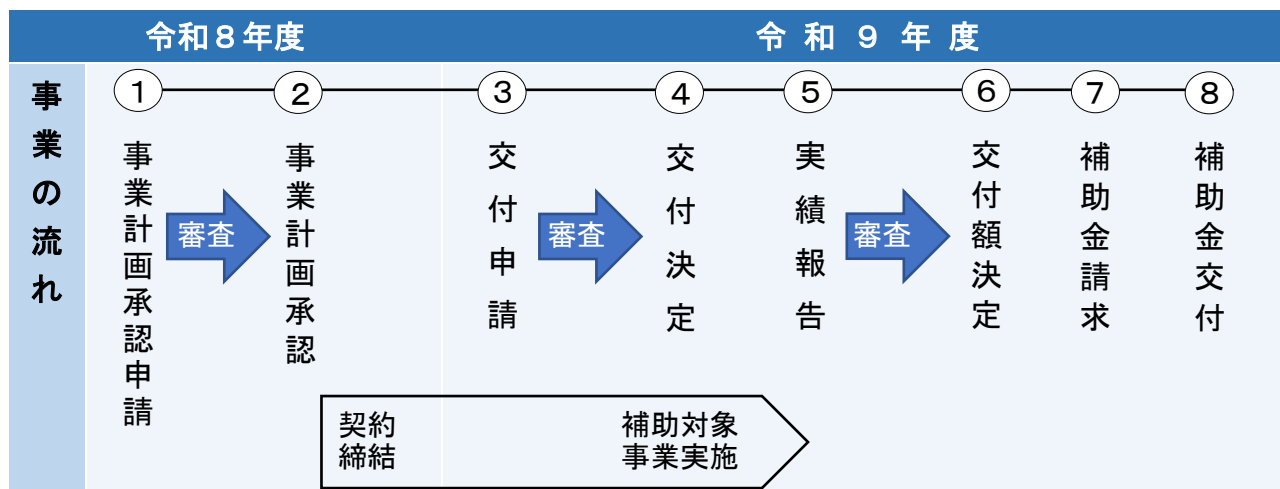
交付請求書に必要事項を記入し、④の通知を受領してから1週間以内に送付してください。

⑥ 補助金交付

請求から約1か月で、ご指定の口座に補助金をお振込みします。

¹ 支払を含む事業完了が令和9年2月27日（土）から令和9年3月15日（月）までとなる場合は、事前にご相談ください。令和9年3月15日（月）までに実績報告を提出することを条件に受付します。

- (2) 令和8年度に事業着手し、令和9年4月1日から令和10年2月末日²までに完了する場合
(建築物の新增築工事に伴う事業など、相当長期の工期を要するものに限る)



① 事業計画承認申請

補助事業が2年度にわたる場合、初年度の事業着手前に事業計画承認申請書を提出し、知事の承認を得てください。

【事業計画承認申請受付期間】

令和8年5月7日(木)～令和9年2月26日(金) <必着>

※承認までに2～3週間程度かかりますので、お早めにご提出ください。

② 事業計画承認

提出書類の確認完了後、電子メール及び郵送にて事業計画承認通知を送付します。

なお、原則、事業計画承認後に補助対象事業に着手していただく必要がありますが、やむを得ない事由により事業計画承認前に契約締結又は工事着手しようとする場合は、事業計画承認前着手届を提出し、知事の承認を得てください。

※令和9年度に補助金を交付することを想定していますが、国や府の予算措置が前提となりますので、本承認は補助金の交付を保証するものではありません。

また、本承認から交付申請の間に計画の変更や中止・廃止がある場合、(1)②に準じた手続きをとってください。

③ 交付申請

令和9年度の交付申請受付開始から2週間以内に交付申請を行ってください。

上記期日までに交付申請を行わない場合は、対象事業を廃止したものとみなしますのでご注意ください。

④～⑧については(1)をご参照ください。なお、実績報告提出期限は、令和9年度事業の提出期限に準ずることとします。(令和9年度当初に決定予定です。)

² 支払を含む事業完了が令和10年3月1日(水)から令和10年3月15日(水)までとなる場合は、事前にご相談ください。令和10年3月15日(水)までに実績報告を提出することを条件に受付します。

7 提出書類チェックリスト

申請ごとに、次の書類をご用意ください。なお、申請に当たっては、チェックリストの順番どおり編綴の上、ご提出ください。

(1) 交付申請及び事業計画承認申請

確認事項と提出資料	
ア	<input type="checkbox"/> 事業計画承認申請書（第1号様式（第4条関係）） 又は交付申請書（第2号様式（第5条関係））
イ	<input type="checkbox"/> 交付申請書類に係るチェックリスト（本表）
ウ	<input type="checkbox"/> 事業計画書（要領別紙2）
エ	<input type="checkbox"/> 申請者の氏名・所在地が分かる次のいずれかの資料 <input type="checkbox"/> 現在事項又は履歴事項証明書（コピー可、発行後3か月以内） <input type="checkbox"/> 申請者の住民票の写し（個人事業主の場合）（コピー可、発行後3か月以内）
オ	<input type="checkbox"/> 建物の用途別床面積及び所有者が分かる次のいずれかの資料 <input type="checkbox"/> 受付印のある建築確認申請書の副本の写し <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（コピー可、発行後3か月以内） <input type="checkbox"/> 上記書類に代わるもの（ ）
カ	<input type="checkbox"/> 設備の設置所在地が特定できる資料 <input type="checkbox"/> 付近見取図
キ	<input type="checkbox"/> 補助対象経費の根拠となる次のいずれかの書類 <input type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/> 上記書類に代わるもの（ ）
ク	<input type="checkbox"/> 補助対象設備が要件に合致することが分かる資料 （型番や設備容量等が確認できる仕様書やカタログ等） <input type="checkbox"/> 太陽光パネル（ <input type="checkbox"/> 型式 <input type="checkbox"/> 設備容量） <input type="checkbox"/> 蓄電池（ <input type="checkbox"/> 型式 <input type="checkbox"/> 設備容量）
ケ	<input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー算出表及びその内容が確認できる次の全ての資料 <input type="checkbox"/> 再エネ導入基準量・導入量算出表又は算出表に代わるもの（ ） <input type="checkbox"/> 設置図（平面図等）
コ	<input type="checkbox"/> 補助対象設備の工事期間が判別できる次のいずれかの資料 <input type="checkbox"/> 予定工程表（※複数年度工事の場合、年度ごとの内容が確認できること） <input type="checkbox"/> 上記書類に代わるもの（ ）
サ	<input type="checkbox"/> 府税に滞納がないことの証明書
シ	<input type="checkbox"/> 口座振替依頼書
4,800Ah・セル未満の蓄電池設置事業を申請する場合	
ス	<input type="checkbox"/> 蓄電池のパッケージ型番が、 一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I） に登録されていることが分かる書類
申請者又は対象設備使用者、設置場所所有者のいずれかが異なる場合	
セ	<input type="checkbox"/> 京都府太陽光発電等導入促進事業補助金に係る設置施設に関する同意書（要領別紙2 別添）
P P A又はリースの場合	
ソ	<input type="checkbox"/> サービス料金又はリース料金から交付金額相当分又はその一部が控除されることがわかる書類
交付申請日又は事業開始承認申請日から30日以内に工事着手予定の場合	
タ	<input type="checkbox"/> 事前着手届又は事業計画承認前着手届（要領別紙1）

(2) 変更承認申請

確認事項と提出書類	
ア	<input type="checkbox"/> 変更承認申請書（第3号様式（第6条関係））
イ	<input type="checkbox"/> 変更交付申請書類に係るチェックリスト（本表）
ウ	<input type="checkbox"/> 事業計画書（要領別紙2） （事業計画書の内容に変更がある場合）
エ	<input type="checkbox"/> 交付申請時から変更内容を証明する書類 （交付申請書類に係るチェックリストを参考に、変更内容に応じた資料を添付してください。）

(3) 実績報告

補助対象設備	確認事項と提出資料	
共通	ア <input type="checkbox"/> 実績報告書（第6号様式（第10条関係））	
	イ <input type="checkbox"/> 実績報告書類に係るチェックリスト（本表）	
	ウ <input type="checkbox"/> 事業実施報告書（要領別紙2）	
	エ <input type="checkbox"/> 契約書の写し	
	オ <input type="checkbox"/> 契約先に補助対象経費を支払ったことが分かる次のいずれかの書類 <input type="checkbox"/> 領収書等の写し <input type="checkbox"/> 上記書類に代わるもの（ ）	
	カ <input type="checkbox"/> 補助対象設備ごとの金額（工事費含む、税抜）が分かる次のいずれかの書類 <input type="checkbox"/> 請負代金内訳書 <input type="checkbox"/> 上記書類に代わるもの（ ）	
	キ <input type="checkbox"/> 設置した補助対象設備の型番、数量が分かる次のいずれかの書類 <input type="checkbox"/> 保証書、納品書又は出荷証明書 <input type="checkbox"/> 上記書類に代わるもの（ ）	
	ク <input type="checkbox"/> 電力系統への連系内容が分かる次のいずれかの書類 <input type="checkbox"/> 送配電会社への接続検討申込書及び系統連系申込書（加えて、余剰電力をFIT/FIP制度を利用せず売電する場合は、売電契約書） <input type="checkbox"/> 上記書類に代わるもの（ ）	
	<input type="checkbox"/> 補助対象設備の設置場所又は設置位置が交付申請時から変更した場合	
	ケ <input type="checkbox"/> 設置図（平面図等）	
	<input type="checkbox"/> PPA又はリースの場合	
	コ <input type="checkbox"/> 法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる次のいずれかの書類 <input type="checkbox"/> 事業者との契約書（メンテナンス項目がある） <input type="checkbox"/> 上記書類に代わるもの（ ）	
	太陽光発電設備	サ <input type="checkbox"/> 設備の全体及び銘板（仕様）が確認できる写真 <input type="checkbox"/> 「全ての太陽電池モジュール」の設置後の写真（カラー） <input type="checkbox"/> 「パワーコンディショナー」の設置後の写真（カラー）
		蓄電池
<input type="checkbox"/> 災害時に地域で電力を提供する場合		
ス <input type="checkbox"/> 地域との連携協定等に関する資料もしくはそれを証する書類（写し）		

8 申請・問い合わせ窓口

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課エネルギー政策係

受付時間：平日 9時00分～12時00分

13時00分～17時00分

所在地：〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話：075-414-4298

FAX：075-414-4705

E-mail：datsutanso@pref.kyoto.lg.jp

9 Q & A

(1) 補助対象設備の契約

Q1 いつ以降に工事請負契約をしたものが対象となりますか。

A1 原則、交付決定日以降に工事請負契約を締結したものが対象となります。ただし、新築・増築する建築物において補助対象事業を実施する場合で、建築物新增築工事と補助対象設備設置工事とを一体で契約するために契約から事業完了が2年度にわたる場合は、事業計画承認申請をしていただき、承認を受けた日以降に工事請負契約を締結したものが対象となります。

Q2 本補助事業開始前に、建築物新增築の契約を締結しました。本補助事業開始を受けて、補助対象設備を追加する変更契約をしようと考えていますが、補助対象となりますか。

A2 補助対象事業を含む契約を交付決定（又は事業計画承認）以降に締結する必要がありますので、補助対象設備を追加する変更契約の締結前に交付申請（又は事業計画承認申請）の手続きをとる必要があります。

(2) 交付申請書の提出

Q3 新築する建築物の工事期間が2年あり、補助対象設備の工事は来年に予定しています。どのタイミングで交付申請すれば良いですか。

A3 建築物新增築工事と補助対象設備設置工事とを一体で契約する場合、当該工事請負契約締結前に事業計画承認申請をし、承認を受けてください。事業計画承認は交付を保証するものではありませんので、その後、翌年度の交付申請受付開始後2週間以内に交付申請書を提出してください。なお、翌年度に交付決定を受けることができなかった場合、補助金交付を受けられないことによって生じるいかなる損害・損失について、府は何ら責任を負うものではありません。また、交付決定した事業については、原則交付決定年度内に事業完了し補助金の交付を受ける必要があります。

建築物新增築工事と補助対象設備設置工事とを分けて契約する場合は、補助対象設備設置工事の契約締結前に交付申請してください。

Q 4 事前申請であることを知りませんでした。

A 4 交付決定日又は事業計画承認日以降に工事請負契約を締結したものが対象となりますので、工事請負契約の締結後の申請はできません。

Q 5 いつから補助対象設備の工事を開始できますか。

A 5 補助対象設備の工事は、交付申請書又は事業計画承認申請書を提出し、交付決定又は事業計画承認を受けてから開始してください。交付申請から交付決定までの期間又は事業計画承認申請から事業計画承認までの期間に補助対象設備の工事を開始したい場合には、交付申請又は事業計画承認申請時に事前着手届又は事業計画承認前着手届をご提出ください（事前着手届や事業計画承認前着手届は、交付を保証するものではありません。）。

なお、事業計画承認の翌年度当初について、国から京都府への交付内示があるまでの期間においては、既に事業開始承認を受けている2年度事業についても着手が認められません。当該期間に事業実施されていることが確認された場合は補助対象外となりますのでご注意ください。国から府への交付内示は、通常4月中となります。

Q 6 先着順など、申請の受付順序に優劣はありますか。

A 6 申請窓口で交付申請書が提出された順に受付を行い、予算額に達した時点で受付を終了します。ただし、「交付申請書の受理」には「提出書類の添付書類がすべて揃っている」ことが必要です。提出書類に不足がある場合は、適切な申請書を提出された方を優先し、補助金の交付を行うこととなります。

(3) 補助対象設備の要件

Q 7 PPA（初期費用ゼロで太陽光発電設備を導入する方式）は補助対象ですか。

A 7 PPA は当補助事業の対象です。本補助金の要綱を確認し、設備を設置する建築物の所有者の同意を得たうえで申請を行ってください。

Q 8 太陽光発電設備及び蓄電池の要件はありますか。

A 8 太陽光発電設備、蓄電池それぞれに設備設置の要件、性能基準に関する要件等がありますので環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領 別紙2を御確認下さい。

Q 9 既存の延べ床面積 300 m²以上の建物に太陽光発電設備を新設する場合は、補助対象となりますか。

A 9 既存の延べ床面積 300 m²以上の建物の場合にも、本要綱に定める基準量を 1 kW 以上超えて太陽光発電設備を導入する場合には対象となります。

なお、延床面積は建物1棟当たりで判断し、敷地内の複数の建物の延床面積を合算することはできません。

Q10 導入する太陽光発電設備が基準量と同等であり補助対象外になる場合でも、蓄電池は補助対象となりますか。

A10 太陽光発電設備が補助対象外となる場合は、蓄電池も補助対象外です。

Q11 太陽光発電設備で発電した電力を、定められた割合以上消費することができません。

A11 補助金対象設備で発電した電力を、自家消費率 30%以上かつ府内消費率 50%以上とすることができない場合には補助対象外となります。年間の想定発電量及び自家消費量については、専門業者に依頼するなどにより試算したうえで、事業計画書（要領別紙2）をご提出ください。

Q12 既に太陽光発電設備を設置している建築物に、追加で太陽光発電設備を設置する場合にも対象となりますか。

A12 既設の太陽光発電設備と今回設置する太陽光発電設備を合わせた容量が、本要綱に定める基準量を1kW以上超える場合には、対象となります。なお、既設の太陽光発電設備も含めた全ての太陽光発電設備で発電される電力に対し、定める割合以上自家消費していただく必要があります。なお、既存の太陽光発電設備がFIT認定を受けている場合は、既存設備と別系統で増設される設備のみが補助対象となります。

Q13 京都府外に本社がある企業ですが、京都府内に所有する事務所に太陽光発電設備を導入する場合、補助金の申請は可能ですか。

A13 申請者の住所が京都府外であっても、京都府内の延べ床面積300㎡以上の建物に、本要綱に定める基準量を1kW以上超えて太陽光発電設備を導入する場合には対象となります。なお、京都市・向日市・京丹後市・南丹市の区域内及び福知山市の一部の地域（脱炭素先行地域）については、本補助金ではなく、各市が実施する補助金をご活用ください。

Q14 複数年にわたる事業実施はどのような場合に認められますか。

A14 複数年度にわたる事業実施が認められるのは、補助対象事業の契約※～完成について複数年度必要な長期の工期を要することが合理的と認められる場合に限られます。

複数年度必要な長期の工期を要することが合理的と認められる場合とは、建物の新增築工事と補助対象設備の設置工事を一体で契約する場合や、機器納品に6ヶ月以上の長期の期間を要する場合であって、補助対象事業の契約～完成に1年以上要する場合を指します。

なお、交付対象事業とは別に契約する交付対象外事業（屋根塗装工事や建物修繕工事など）を含めると1年以上要する場合については、2箇年事業とは認められません。

また、補助対象事業の工事は年度を跨ぐことはできませんのでご注意ください。（予算の都合上、各年度の出来高払は実施せず、完成年度においてのみ支払をします。）

※PPAの場合の契約とは、工事請負契約又は電力需給契約のいずれか早い方を指します。

Q15 他の補助金との併用は可能ですか。

A15 原則、他の補助金を活用して実施する事業は補助対象外となります。ただし、市町村等がその一般財源により実施する補助事業など併用可能な場合がありますので、併用を検討されている場合は窓口までご相談ください。

(4) 変更承認申請書の提出

Q16 どういった場合に変更承認申請が必要となりますか。

A16 事業実施場所の変更や補助対象設備の大幅な変更、その他計画内容の大幅な変更がある場合には、変更承認申請が必要です。それ以外の変更は、実績報告書の「6 交付申請時から実績報告までの間に、変更申請の不要な範囲で申請内容を変更した場合は、その内容」記載欄に変更内容を記載してください。

変更承認申請が必要な 変更例	<ul style="list-style-type: none">・太陽光発電設備の容量変更・延べ床面積の変更・導入製品の変更
変更承認申請が不要な 変更例	<ul style="list-style-type: none">・実績報告書受付期間内の工事完了日の変更・申請者の法人代表者や所在地の変更

(5) 実績報告書の提出

Q17 実績報告書の提出が期限に間に合いません。

A17 実績報告書が期限内に提出できない場合、補助金をお支払いできません。やむを得ない事情による工事の遅れ等により実績報告期限内の事業完了が困難な場合は別途ご相談ください。

Q18 補助事業の完了には、通電まで必要ですか。

A18 通常は、系統連系の運転開始（＝委託・請負等した設備が稼働し、電力の供給ができる状態）になってから、設備の引き渡しや支払いが行われると考えられますので、連系運転開始の後の引き渡し・支払い完了をもって事業完了となります。

ただし、電力会社に連系手続きの申し込みをした上で、連系手続きに時間を要することを電力会社との協議資料などで確認できる場合などは、現地施工完了後に引き渡し・支払いが完了していれば、事業が完了したものと発電開始は後となっても差し支えありません。

なお、施工業者への支払いの条件が契約書等で発電開始後となっている場合など、支払が完了していないものについては事業完了とすることはできません。

また、事業完了より発電開始が遅れる場合においては、発電開始時期を申請窓口へ実績報告時に伝えるとともに、後日発電開始した際にも報告してください。

さらに、PPA による導入事業の事業完了には、上記に加え、交付申請者である PPA 事業者と需要家との PPA 契約が締結されていることが必要です。

10 様式記載例

(1) 事業計画書

別紙2 (要領第8条第1号関係)

京都府太陽光発電等導入促進事業補助金事業計画書 (特定建築主等再エネ導入促進事業)

申請者 住所 京都府〇〇市△△町1丁目1番地1
氏名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 京都 太郎

1 補助対象設備の設置場所所在地(施設等名称)及び設置場所所有者名

設置場所所在地(施設等名称)	設置場所所有者名
〒602-0000	交付申請書等の住所・氏名と一致
京都府〇〇市△△町2丁目2番地2	太陽 花子

※申請者と補助対象設備使用者や設置場所所有者が異 登記事項証明書の住所・所有者と一致

2 設置予定の補助対象設備の内容

(1) 太陽光発電設備

再エネ導入義務の基準を満たす太陽電池モジュールの最大出力※1	2.5	kW	・算出表の基準量と一致 ・小数点第2位以下は切り捨て
(既存建築物の場合) 現在設置済みの太陽電池モジュールの最大出力	0		既に太陽光発電設備を設置している場合は記載
設置予定の太陽電池モジュールの最大出力	13.5	kW	整数で記載 (小数点以下端数切捨)
設置予定の太陽光発電設備の発電出力※2	13	kW	

※1 最大出力: 太陽電池モジュールの日本産業規格等に基づく公称最大出力の合計値

※2 発電出力: 最大出力とパワーコンディショナーの定格出力のいずれか低い値(小数点以下切り捨て)

(2) 蓄電池

種別	4800Ah・セル未満(家庭用)		蓄電池の種別について、プルダウンで選択
蓄電容量※	12.0	kWh	

※ 小数点第二位以下切り捨て

3 設置予定の補助対象設備に掛かる費用(消費税及び地方消費税相当額除く)

太陽光発電設備	3,375,000	円	…⑥
蓄電池	1,680,000		

4 他補助金の受入状況

補助対象経費に対して、他の補助金等の交付を受けることを受けた場合(受けていない場合は空白で構いません)

(1) 太陽光発電設備

補助金等の名称 (複数ある場合は全て)	
ア 他補助金額	
イ ⑥-⑧	3,375,000

自動計算になっていますが、計算に誤りがないか必ずご確認ください。

(2) 蓄電池

補助金等の名称 (複数ある場合は全て)	
ア 他補助金額	円…⑩
イ ⑥-⑩	1,680,000 円…⑫

5 交付申請額（千円未満切捨て）

(1) 太陽光発電設備

ア	補助率：①×5万円	650,000	円…①
イ	上乗せ分の設置費用：(①÷③)×(③+②-①)	2,750,000	円…②
ウ	申請額（①、②、900万円のいずれか低い額）	650,000	円…③

(2) 蓄電池

ア	補助率：④×1/3（千円未満切捨て）	560,000	
イ	申請額（④、14.1万円/kWh×1/3、100万円※の低い額）	560,000	

※災害時に地域で電力を提供する場合は200万円

この金額と交付申請書の「交付申請額」が一致します。

(3) 合計

申請額（③+⑤）	1,210,000	円
----------	-----------	---

6 補助事業により導入する再生可能エネルギーの自家消費見込

年間の想定発電量（kWh）・・・①	15,000	
年間の想定自家消費量（kWh）・・・②	10,000	kWh ≥30%
年間の想定府内消費量（kWh）・・・③	1,000	kWh ※②を除く
年間の府内消費率（(②+③)÷①）	73	% ≥50%

自家消費率が30%以上

7 補助対象設備の工事請負契約締結、工事着手及び完了の予定日

工事請負契約締結予定日	令和 8 年 6 月 15 日
工事完了予定日	令和 8 年 12 月 28 日
支払完了予定日	令和 9 年 1 月 15 日

府内消費率が50%以上

③がある場合、消費の方法について資料をもって説明してください。

8 誓約事項

- 次
- (1) 契約締結予定日が、交付申請又は事業開始承認申請から30日以内の場合には、事前着手届又は事業開始承認前着手届を提出してください。
 - (2) 工事完了予定日及び支払完了予定日については、原則令和9年2月26日までただし、事業開始承認を申請する場合は令和10年2月29日まで
 - (3) 事業計画承認申請の場合）本申請を以て翌年度以降の交付決定を保証するものではなく、翌年度の交付申請において、交付決定がなされなかった場合でも異議を申し立てないこと
 - (4) 再生可能エネルギー発電設備等の普及促進を図るために本府が実施する広報活動などの取組に協力すること
 - (5) PPA又はリース事業者による申請の場合、交付金額相当分をサービス料金又はリース料金から控除し、補助事業により導入する設備について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置を講ずること
 - (6) 蓄電池について申請する場合、次の価格以下のシステムとなるよう努めること。（家庭用：12.5万円/kWh、業務用：11.9万円/kWh以内）

9 申請者等の情報

(1) 申請者の情報

※ 申請者が個人の場合は、電話番号とメールアドレスのみ記載してください。

※ 申請者が事業者の場合は、担当者を2名記載してください。

担当部署	部署名・役職名		申請者がPPA事業者又はリース事業者の場合のみ記載
	氏名		
	メールアドレス		
	部署名・役職名		
	氏名	太陽 花子	
	メールアドレス	京都府〇〇市△△町2丁目2番地2	
	住所	XXX-XXX-XXXX	
	電話番号	XXXXX@XXX.XX.XX	

(2) 補助対象設備使用者の情報

※ 申請者がPPA事業者又はリース事業者の場合で、補助対象設備の使用者が申請者と異なる場合は、補助対象設備使用者の情報を記載してください。

※ 補助対象設備使用者が個人の場合は、「担当部署」の「担当者氏名」「住所」「電話番号」「メールアドレス」を記載してください。

法人名称		
代表者	職名	設置場所所有者が申請者や補助対象設備使用者と異なる場合のみ記
	氏名	
担当部署	部署名・役職名	
	担当者氏名	
	住所	
	電話番号	
	メールアドレス	

(3) 設置場所所有者の情報

※ 設置場所所有者が、申請者・補助対象設備使用者とも異なる場合は、設置場所所有者の情報を記載してください。

※ 設置場所所有者が個人の場合は、「担当部署」の「担当者氏名」「住所」「電話番号」「メールアドレス」を記載してください。

法人名称		
代表者	職名	
	氏名	
担当部署	部署名・役職名	
	担当者氏名	
	所在地	
	電話番号	
	メールアドレス	

(2) 申請同意書

(要領第8条第1号関係 別添)

京都府太陽光発電等導入促進事業補助金事業計画書
(特定建築主等再エネ導入促進事業)



年 月 日

(宛先) 京都府知事

申請者 住所 京都府〇〇市△△町1丁目1番地1
氏名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 京都 太郎

次の同意事項の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認しています。

それぞれ自署又は記名押印してください。

区分	法人名 (名称及び代表者の職・氏名)	
申請者	株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 京都太郎	PPA又はリースによる設備導入の場合は当該PPA事業者又はリース事業者 
補助対象設備使用者 (PPA又はリースの場合の補助対象設備による発電電力の使用者)	太陽 花子	PPA又はリースによる設備導入の場合は、補助対象設備による発電電力の使用者 
設置場所所有者 (申請者又は対象設備使用者と異なる場合)		補助対象設備の設置場所の所有者が申請者・補助対象設備使用者と異なる場合に記載

【同意事項】

- 1 PPA事業者又はリース事業者による申請の場合、補助金は申請者に交付されますが、申請者が対象設備使用者から領収する電力販売における電力使用料又はリース料の算定に当たり、同使用料から補助金相当額分を減額することを要します。
- 2 申請者及び補助対象設備使用者が、補助金交付後取得財産を処分しようとするときは、申請者はあらかじめ知事の承認を得る必要があります。また、知事の承認を得て処分した場合、申請者に対して、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることがあります。

(3) 事業実施報告書

(要領第8条第2号関係)

京都府太陽光発電等導入促進事業補助金事業実施報告書
(特定建築物等再エネ導入促進事業)

申請者 住所 住所 京都府〇〇市△△町1丁目1番地1
氏名 氏名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 京都 太郎

1 補助対象設備の内容

(1) 太陽光発電設備

再エネ導入義務の基準を満たす太陽電池モジュールの発電出力※1	2.5	kW	…①
(既存建築物の場合) 既設の太陽電池モジュールの発電出力	0	kW	…②
設置した太陽電池モジュールの発電出力	15.0	kW	…③
設置した太陽光発電設備の発電出力※2	15	kW	…④

※1 最大出力：太陽電池モジュールの日本産業規格等に基づく公称最大出力の合計値

※2 発電出力：最大出力とパワーコンディショナーの定格出力のいずれか低い値(小数点以下切り捨て)

(2) 蓄電池

種別	4800Ah・セル未満(家庭用)	
蓄電容量	12.0	kWh …⑤

※ 小数点第二位以下を切り捨て

2 設置した対象設備に掛かった費用(消費税及び地方消費税相当額除く)

太陽光発電設備	3,750,000	円 …⑥
蓄電地	1,680,000	円 …⑦

※費用の内訳は別添のとおり

・別紙に記載の工事費・設備費の合計額と一

3 他補助金の受入状況

補助対象経費に対して、他の補助金等の交付を受けることが決定している又は受けた場合(該当がない場合は空白で構いません)

(1) 太陽光発電設備

補助金等の名称 (複数ある場合は全て)		
ア 他補助金額	0	円 …⑧
イ ⑥-⑧	3,750,000	円 …⑨

(2) 蓄電池

補助金等の名称 (複数ある場合は全て)	〇〇補助金	
ア 他補助金額	0	円 …⑩
イ ⑦-⑩	1,680,000	円 …⑪

4 実績報告額（千円未満切捨て）

(1) 太陽光発電設備

ア	補助率：④×5万円	750,000	円	…④
イ	上乗せ分の設置費用：(①÷③)×(③+②-④)	3,125,000	円	…⑤
ウ	申請額（④、⑤、900万円のいずれか低い額）	750,000	円	…⑥

(2) 蓄電池

ア	補助率：⑦×1/3（千円未満切捨て）	560,000	円	…⑧
イ	申請額（⑧、14.1万円/kWh×1/3、100万円※の低い額）	560,000	円	…⑨

※災害時に地域で電力を提供する場合は200万円

(3) 合計

申請額（⑥+⑨）	1,310,000	円
----------	-----------	---

5 補助対象設備の工事着手及び完了日

工事請負契約締結日	令和 8 年 10 月 15 日
工事完了日	令和 9 年 1 月 15 日
支払完了日	令和 9 年 2 月 1 日

6 交付申請時から実績報告までの間に、変更申請の不要な範囲で申請内容を変更した場合は、その内容

実績報告期限の範囲内での工事期間の延長

「交付申請書類に係るチェックリスト」を参考に、必要に応じて変更内容を証明する書類を添付してください。